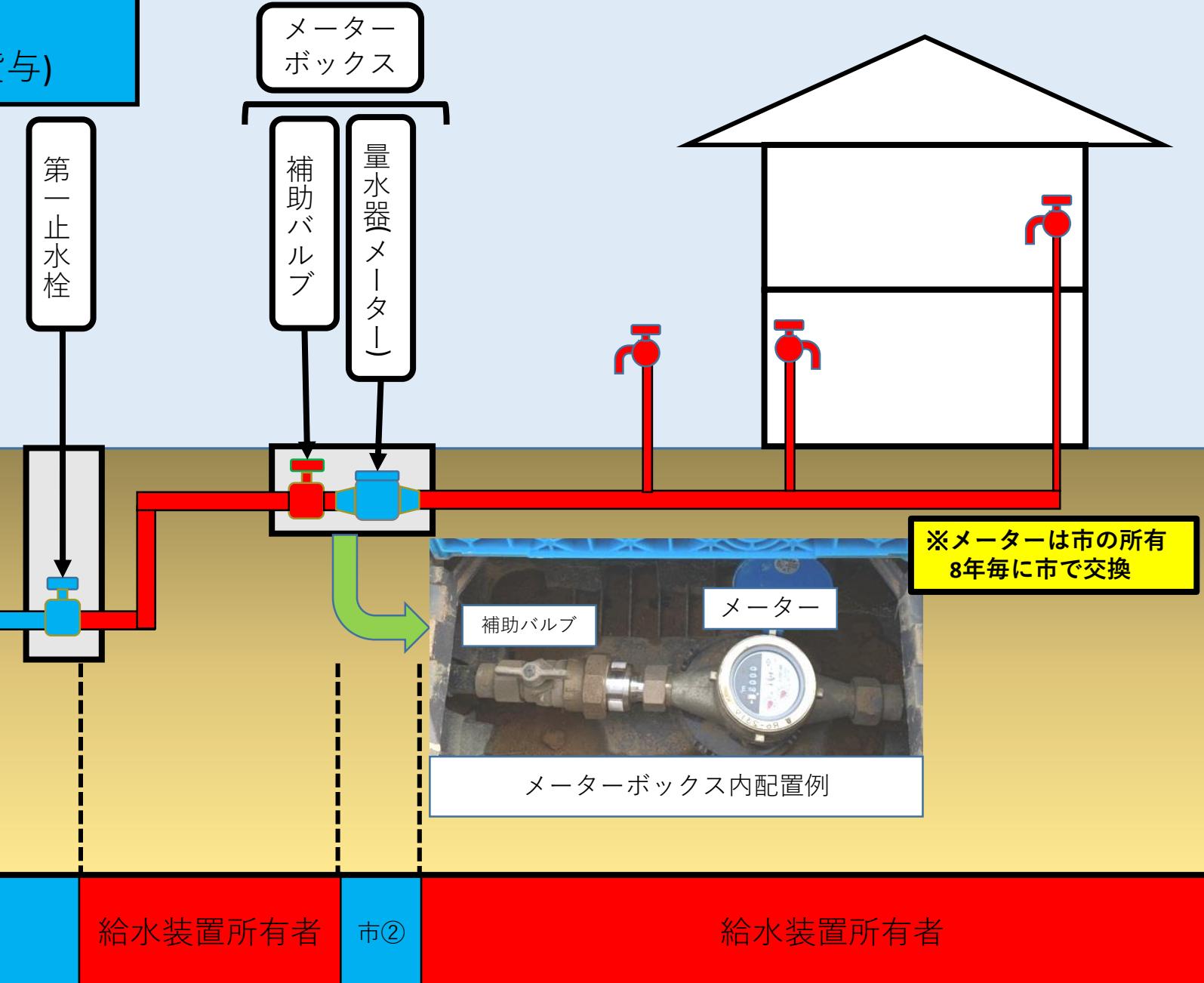


市① 本管から第一止水栓まで
市② 水道メーターのみ
(水道メータは市が貸与)



青部分に係る漏水修理工事は、市の負担で行います。

赤部分に係る漏水修理工事は、お客様の負担で行っていただき、お客様の所有物（※メーター以外）となります。